

福岡県保育所等運営管理研修会

保育施設における安全管理について

福岡県福祉労働部子育て支援課

1. 保育施設における安全管理について

- 昨今、保育所や認定こども園における死亡事故や重大事故、虐待等が疑われる不適切な保育に関する事案が繰り返し発生しており、「こどもの安全管理」や「適切な教育・保育の実施」の重要性は、ますます大きくなっています。
- 各施設におかれては、これまでも適切な運営を行っていたと思いますが、改めて本研修を通して安全管理や関係法令等の変更点等について再確認いただくとともに、各施設の職員全員が、こどもや保護者の安全・安心について意識し、適切な運営を維持していただくようお願いします。

2. 保育施設における安全管理のポイント

①(学校)安全計画の策定

②重大事故が発生しやすい場面等

- i 午睡
- ii プール活動
- iii 食事
- iv 保育活動中の誤飲
- v 園外活動
- vi 登降園管理
- vii 車両送迎

③不適切保育(虐待等が疑われる事案)に係る対応

④保育所等のホームページにおける性的な部位を含む画像等の掲載等

3. ①（学校）安全計画の策定

保育施設における安全管理のポイント

（学校）安全計画の策定

○安全計画とは・・・こどもの安全の確保を図るための方針、体制、手順等を示した年間計画です。

（Point）

- ・保育所・認定こども園は、こどもの健康及び安全を確保しつつ、こどもの一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育の内容を組織的・計画的に構成して、保育を実施することが求められます。（保育所保育指針）
- ・安全計画には、「施設設備の安全点検」、「施設の内外でこどもが安全に活動や取組をするための子どもと職員に対する安全指導」、「職員への研修や訓練」などの内容を盛り込み、園長など施設の運営を管理する者が、計画的に取組を進めましょう。
- ・特に緊急時においては、組織的な対応が求められ、職員との連携や、保護者の協力は欠かせません。策定した安全計画は、実際に保育を提供する職員に周知し、安全計画に記した研修や訓練を通して、職員の共通理解を図っていくことが重要です。また、保護者に対しても、各施設のこどもの安全に関する取組を周知し、家庭での安全教育の実施や、各施設における登園・降園のルールの徹底など必要な協力を求め、家庭との連携を図りましょう。（保育所保育指針）

参考通知等

- ・ 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、保育所安全計画例）
- ・ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（第3章第6節「学校安全計画例」）

3. ①（学校）安全計画の策定

保育施設における安全管理のポイント

（別添資料5）

（学校）安全計画の策定

【策定のポイント】

○ 令和7年度の安全計画となっているか。

- ・ 安全計画は、年間スケジュールです。令和6年度の実施状況等も振り返りながら見直しを行い、令和7年度版として定めましょう。
- ・ 重要なのは、こどもの安全確保に関する取組について「いつ、何をすべきか」整理することです。

（参考）「児童の安全確保に関する取組と実施時期」

（保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、保育所安全計画例）抜粋）

※安全計画の様式は県HP

（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoikusyotoujyourei/kaiseir4.html>）にも掲載しています。

保育所等が行う児童の安全確保に資する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め ※12月31日までの場合は 速やか	・ 国内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・ リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・ 各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める ・ 自治体が行実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・ 職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・ 保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・ 児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	・ 水遊び・プール活動のマニュアルを職員に周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	・ 修繕時等の屋外での活用マニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 ※職員の新規採用又は異動 のタイミング	・ 職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・ 保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事例 含む	・ 発生した事案の分析と予防防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

安全計画策定後は施設職員とも共有し、保護者への周知を忘れずに行いましょう!!

監査での確認点

（安全計画の策定の有無／安全計画の内容／職員と保護者への周知等／見直し方法 など） 5

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

重大事故が発生しやすい場面

- 日々の教育・保育は、「こどもの主体的な活動や相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。」が、保育所保育指針や教育・保育要領においても求められています。こどもの主体的な活動を尊重し、こどもが挑戦する体験など成長の機会を残す限り、その過程で怪我が一切発生しないことは現実的に考えにくいものです。
- その前提に立ったうえで、各施設には、事故、特に死亡や重篤な事故とならないよう予防に努めること、事故が発生してしまった場合に適切な対応を行うことが求められます。
- この点について、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や各種事務連絡において「重大事故が発生しやすい場面」が示されております。
- まずは、これら重大事故が発生しやすい場面を想定し、もしものときに備えることが重要です。

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

重大事故が発生しやすい場面

- | | |
|--------------|-----------|
| I. 午睡 | V. 園外活動 |
| II. プール活動 | VI. 登降園管理 |
| III. 食事 | VII. 車両送迎 |
| IV. 保育活動中の誤飲 | |

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

I 午睡

○ 睡眠中のリスク除去

令和5年3月宮崎市の保育施設で、令和5年12月東京都世田谷区の認可外保育施設で、いずれも、うつぶせ寝で昼寝をしていた乳児が死亡する事案が発生しています。

(Point)

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることを徹底してください。
- 午睡時は、年齢にかかわらず必ず職員がこどもを見守り、こどもを一人にすることがないように徹底してください。

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

● 仰向け*に



寝かせることが重要です！

● 何よりも 1 人にしないこと！

(* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

* 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



参考通知等

- 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について（令和6年2月15日5子育第2788号）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～（平成28年3月）
- 子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック（消費者庁）
- 事故防止及び事故発生時対応マニュアル-基礎編-（大阪市）

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

I 午睡

○ 睡眠中のリスク除去に係る配慮

- ① 部屋の明るさを、子どもの様子(子どもの顔色等)が分かる程度にする。
- ② 安全な睡眠環境を整える。

例) 子どもの顔に布団がかかっていないか/ぬいぐるみやヒモ(ひも状のもの)などが、子どもの近くにないか/顔が埋まる隙間はないか/一つの布団に複数人子どもが寝ているなど、他の子どもが、覆いかぶさる危険はないか

※ 寝かせ方、睡眠環境に配慮することで、窒息・誤飲・ケガなど事故を未然に防ぐことにつながります。

○ ポスター(令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料



監査での確認点

(午睡時マニュアル・手引き等の確認／午睡チェック表の確認／職員への周知・啓発状況 など)

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

Ⅱ プール活動

○ 監視役は監視に専念

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、監視に専念する者とプール指導等を行う者を分け、役割分担を明確にして配置しましょう。

プール活動が始まる前に、職員に対して、見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を実施しましょう。

(Point)

- ・ 監視役は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
- ・ 規則的に目線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動の中止も検討する。 など

参考通知等

- ・ 水難事故防止のための普及啓発について (令和5年8月31日こども家庭庁・文部科学省事務連絡)
- ・ 動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」 | 消費者庁

幼稚園、保育所、認定こども園の先生方へ

プール活動・水遊びの溺れ事故を防ぐため、監視役の先生は、最初から最後まで監視に専念！
～監視のポイント～

1. 監視役の先生は、子どもより先にプールサイドへ

始める前に



子どもたちの着替え、シャワー、消毒のサポート等々、しなければならぬ事が沢山あり、つい監視役の先生も、他の先生の手伝いをして、プールへの到着が遅れることがあります。一方で、準備ができた子どもは、早く水遊びをしたいので、プールに近づき、中をのぞき込んでしまいます。

監視役の先生は、必ず子どもより先にプールに行き、監視が始まる状態になってから、子どもを迎えるようにしましょう。

2. 監視役の先生は、プール全体を見渡せる場所で監視に専念！ 交代するときは、子どもたちに目を配ったまま

実施中



子どもが監視役の先生の視野の範囲（視界）の外に行ってしまうことがあります。また、交代するときに、監視ができていない状態が発生してしまうことがあります。

過去には、監視役の先生が、道具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと監視の目を離した際に、溺死事故が起きている。

監視役の先生は、監視に専念しましょう。プール内外で子どもが困っているを見つけても、援救や事故につながる緊急時以外は他の先生に知らせるだけに止め、自分は監視を続けましょう。監視を交代するときも、子どもたちから目を離さないようにし、次の監視役の先生にその場で簡単に引継事項を伝えましょう。

3. 監視役の先生は、最後の子どもが退水したことを確認

終わるとき



プール活動が終わると、監視役の先生も監視を止め、水から上がった子どものシャワーや着替えの補助に回ることがあります。しかし、プールに残っている子どもがいると、再び遊び始めたり、中には転んでしまうことがあるかもしれません。大人が見ていないプール内に子どもだけがいるのは、非常に危険です。

監視役の先生は、子どもたち全員が退水するまで、その役割を全うすることが重要です。全員の退水後、再度プールに目をやり、指さし確認をして水の中に残っている子どもがいないことを確認しましょう。

4. 水をためたプールからは、子どもを離す工夫を

プール活動外



プール活動・水遊びの時間に関係なく、子どもは、水の入ったプールに近づき、中をのぞいたり、水を触ったりします。もし、水に落ちてしまったりすると、溺れ事故につながりかねません。

子どもにプール活動・水遊びの時間以外はプールに近づかないよう指導すると同時に、入口に鍵をかける、網を設けるなど、子どもがプールに近づかないような工夫をしましょう。活動後、すぐに水を抜くのも有効ですが、その場合は、水がなくなっただけを確認しましょう。



消費者安全調査委員会

令和2年5月21日

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

Ⅱ プール活動

○ プール活動で見られる危ない場面

(こどもの行動)

- ・ プールのへりに乗る、座る、またぐ、立つ
- ・ プール外から中をのぞき込む
- ・ プールの中で転んだこどものの上に乗ってしまう
- ・ ふざけて他のこども沈めて遊ぶ

(監視の役割が十分発揮されない行動)

- ・ 監視役の先生が活動時間中に片付け等別作業をする
- ・ こどもの相手をする
- ・ こどもの着替えやシャワーの手伝いをする

※ こどもが溺れるときは、助けを求めたり苦しくて暴れると言った反応を伴うとは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かないこどもや不自然な動きをしているこどもがいかに留意しながら監視をしましょう。



監査での確認点

(プール活動マニュアル・手順等の確認／職員への周知・啓発状況 など)

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

Ⅲ 食事

○ 食品によるこどもの窒息・誤嚥事故

こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材（豆やナッツ類、りんごや梨、ミニトマトやブドウ、カットパン等）が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすることが重要です。

(Point)

- ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- こどもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物など水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。 など

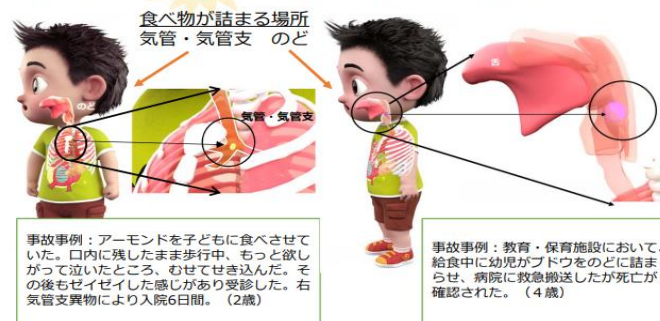
参考通知等

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～(平成28年3月)
- 保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月厚生労働省)
- 教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について(令和6年1月25日こども家庭庁文部科学省・消費者庁事務連絡)

食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！

－気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで－

厚生労働省の人口動態統計の調査票情報（平成26年から令和元年までの6年間分）を基に、消費者庁で独自に分析を行ったところ、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡していました。そのうち5歳以下は73名でした。



(1) 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせないでください。

喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。

(2) ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して軟らかくするなどして、良くかんで食べさせましょう。

(3) 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。

物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。

詳しくは：消費者庁ウェブサイト 生命・身体にかかわる危険

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/life/>



消費者庁

問合せ先：消費者安全課

TEL03-3507-9137

FAX03-3507-9290



3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

Ⅲ 食事

○ 窒息要因

【こども側の要因】

- ・ 食べる力(噛む、飲み込む等)
- ・ 食事時の行動

【食品側の要因】

- ・ 丸くてつるつとしてしているもの
- ・ 粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらいもの
- ・ 固くて噛み切りにくいもの

※ 「こども側の要因」と「食品側の要因」をできるだけ減らし、それぞれの要因が重なるような状況を作らないよう調理担当者と保育士等による両面から配慮が必要。

お昼の給食だけでなく、おやつについても同様の配慮が必要な点に注意。

窒息を起こしやすい危険な食品



(参考)～食品による窒息 子どもをまもるためにできること～
(日本小児科学会 子ども生活環境改善委員会)(抜粋)

監査での確認点

(献立表の確認／窒息リスクの高い食材の提供状況の確認／給食会議記録の確認 など)

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

Ⅲ 食事

○ 食物アレルギー

除去食、代替食の提供には、食事の提供プロセスである「献立」、「調理」、「配膳①（調理室から食事を出すときの配膳）」、「配膳②（保育室等での食事を準備するときの配膳）」、「食事の提供」という一連の行動においてどこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意が必要です。

(Point)

【人的エラーを減らす方法例】

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくしないようにする。
- 食物アレルギーのこどもの食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食物アレルギーのこどもに食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- 食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーのこどもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。 など

保育所における子どもの健康と安全確保のための

ガイドラインに基づいた アレルギー対応



日常的な対応の心得

- 生活管理指導表を利用していますか？
- 安心・安全の確保を優先していますか？
 - 完全除去による対応
 - 環境や体制の整備
 - 誤食防止の対策
- アレルギー疾患を有する子どもの情報を全職員で共有していますか？
- 保護者や関連機関（自治体、医療関係者等）と連携していますか？

生活管理指導表に基づく対応が必須です！



生活管理指導表



1つでも症状があてはまるときは直ちに119番！



消化器の症状	● 繰り返し吐き続ける	● 持続する強い（がまんできない）おなかの痛み	
呼吸器の症状	● のどや胸が締め付けられる	● 声がかすれる	● 犬が吠えるような咳
	● 持続する強い咳込み	● セーゼーする呼吸	● 息がしにくい
全身の症状	● 唇や爪が青白い	● 脈を触れにくい、不規則	
	● 意識がもうろうとしている	● ぐったりしている	● 尿や便を漏らす

日本小児アレルギー学会 一般向けエビペン®の活用 (2013年7月) より

エビペン®の使い方 (ガイドライン P.12 もご参照ください)



- ① ケースから取り出す
- ② オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持ち、グーで握る
- ③ 青い安全キャップを外す



3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

Ⅲ 食事

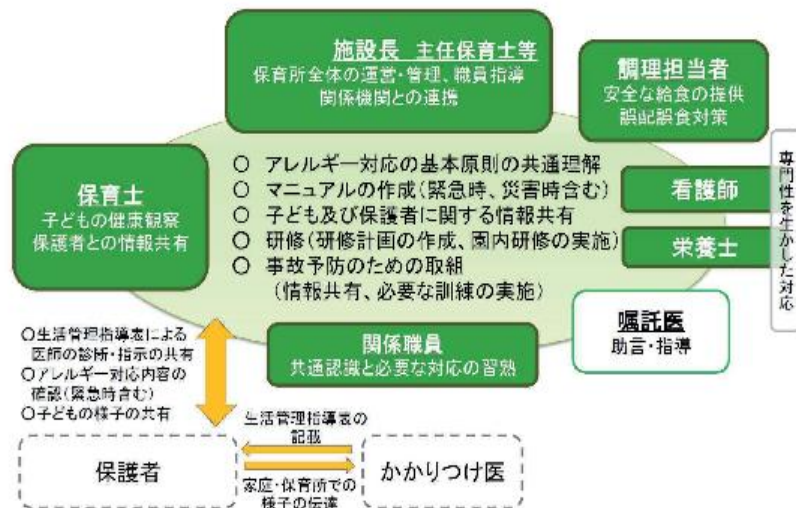
○ 食事の提供の原則(除去食の考え方)

- ・ 生活管理指導表に基づいた対応
- ・ 安全を最優先した完全除去による対応
- ・ 保育所で「初めて食べる」食物がないよう保護者と連携 等

○ 重篤な食物アレルギーを有するこどもにとって危険な場面

- ・ 小麦粘土を使った遊び・制作
- ・ 調理体験
- ・ 豆まき

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
(2019年改訂版)研修テキスト(抜粋)
保育所内におけるアレルギー対策の実施体制のイメージ



※ 保育士・保護者・調理担当者等共通理解の下、組織的な対応が重要

監査での確認点

(アレルギー対応マニュアルの確認／給食会議記録の確認 など)

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

IV 保育活動中の誤飲

○こどもが誤飲する危険性のある物の取扱い

ネオジム磁石性のマグネットセットや吸水樹脂ボール、消毒液などの誤飲事故が発生し、消費者庁から注意喚起が行われています。誤飲すると危険な物は、こどもがいる部屋に置かないことや、手に触れない場所に置くことを徹底しましょう。

(Point)

- 玩具の対象年齢に十分注意しましょう。
- 日ごろから玩具などに破損がないか点検しましょう。
- こどもの手指消毒のために、消毒液・除菌剤を使用する場合は、職員など大人の監視下で使用するようにしましょう。

参考通知等

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～(平成28年3月)
- 子ども事故から守る！事故防止ハンドブック(消費者庁)
- こどもの安全のための新たな玩具規制について(令和5年7月3日こども家庭庁事務連絡)
- 「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意！(令和4年3月24日消費者庁)
- Vol583消毒液・除菌剤の取扱いに留意しましょう。誤飲や眼に入る事故の発生が続いています！(消費者庁HP)

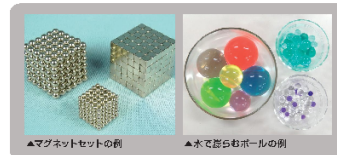
令和5年6月19日からマグネットセット、水で膨らむボールの販売が規制されます！

マグネットセット・水で膨らむボールの誤飲により、

開腹手術や

死亡に致る可能性があります。

※海外では死亡事故が発生しています。



画像提供：独立行政法人国民生活センター



(イメージ)

△お子さまがいるご家庭へ△

**マグネットセット、
水で膨らむボールを
購入しないでください！**



これらの玩具が自宅等にある場合は、子どもに触らせないように注意してください。

誤飲をした場合にはすぐに病院へ

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

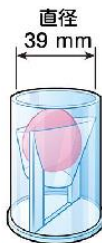
IV 保育活動中の誤飲

○ 誤飲の危険性のあるものの目安

- ・ こどもの口の大きさは3歳児で直径約4cm。これより小さいものはこどもの口にすっぽり入り、窒息の原因になる危険があります。



誤飲チェッカー



誤飲チェッカーの中に隠れるものは飲み込む危険があります。

政府広報オンライン「えっ？そんな小さいもので？」子どもの窒息事故を防ぐ！（抜粋）

誤飲対処早見表

飲んだものによって、緊急性の高いものや吐かせてはいけないものがあります。

症状	救急車を呼ぶ場合	■ 苦しそうな呼吸 ■ 窒息・顔色が青白い ■ けいれん ■ ぐったりしてよびかけてもぼんやりしている
	急いで受診（このような場合は救急車でも）	■ 突然咳き込み始めた ■ 声がかすれている ■ ゼーゼー、ヒューヒューした呼吸 ■ 吐く、下痢、腹痛など

基本的には、**吐かせずに、同じものを病院に持参して受診しましょう！**
 応急手当が分からないときや受診の必要性は、医療機関や子ども医療電話#8000に相談しましょう。

飲んだもの	救急車を呼ぶ場合	● 灯油、ベンジン、除光液、農薬、殺虫剤、ネズミ駆除剤
	急いで受診（症状がなくても）	● ボタン電池 ● 鋭利な異物（ヘアピン、針など） ● 磁石 ● 洗剤（トイレ用スタンプ、液体洗剤）・吸水性樹脂・水で膨らむビーズ・芳香剤・消臭剤・防虫剤・漂白剤 ● たばこ（吐かせる） ● 薬（お薬手帳があれば持参） ● コインやおもちゃ等
	家で様子を見る（診療時間内に受診）	● 少量のインク、クレヨン、絵の具、粘土、化粧品（口紅・ファンデーション）、石けん（心配な場合は電話などで相談）

■（公財）日本中毒情報センター 中毒110番■

化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによる中毒事故が実際に起きて、どう対処したらよいかわかった場合は相談してください。

- ◆ 大阪中毒110番（24時間対応） ☎ 072-727-2499
- ◆ つくば中毒110番（9時～21時対応） ☎ 029-852-9999

※日頃から安全な環境、安全に配慮された製品を使うことを心掛けることが重要。

監査での確認点

（施設の安全点検記録簿 など）

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

V 園外活動

○園児の見落とし等の発生防止

保育所・認定こども園は、「保育中、常に全員のこどもの動きを把握し、職員間の連携を密にしてこどもたちの観察の空白時間が生じないようにする」ことが求められます。

(Point)

【園外活動時の安全管理に関する取組】

- ・ 園外活動時には、目的地や経路について事前に安全確認を行う。
- ・ 確認した内容を職員間で共有する。
- ・ 園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討する。
- ・ 目的地への到着時や出発時だけでなく、必要に応じて随時、人数や健康状態を確認する。
- ・ 散歩マップ、散歩計画の作成について検討する。 など

【事故発生時の対応に関する日常の備え】

- ・ 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。

参考通知等

- ・ 保育所等の園外活動等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について(令和4年4月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室ほか事務連絡)
- ・ 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか)

(別紙2)

散歩計画表(参考例)

日にち 曜日	クラス	散歩の経路・目的地 及びねらい	出発(予定)	帰園(予定)	子どもの 人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
			出発(実績)	帰園(実績)					
／ ()	組		：	：					
／ ()	組		：	：					
／ ()	組		：	：					
／ ()	組		：	：					
／ ()	組		：	：					
／ ()	組		：	：					

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

V 園外活動

- 園外活動等において、こどもを自動車に乗せて移動する場合
 - 各施設が実施する園外活動など、こどもを自動車に乗せて移動する場合、こどもを「乗車」「降車」させるときの両方において、点呼等の方法により所在確認を行うことが義務化されていることに注意が必要です。
 - 所在確認の義務化が対象外となる自動車もないことに留意しましょう。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第6条の3(自動車を運行する場合の所在の確認)

児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(※幼保連携型認定こども園は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条で義務化)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(令和4年12月28日厚生労働省子ども家庭局長ほか通知)
第二 改正の内容 1本則 改正省令により、以下2点を義務付ける。

① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車へ乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。

②(略)

監査での確認点

(園外活動マニュアルの確認／散歩計画の確認／お散歩マップの確認 など)

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

Ⅵ 登降園管理

○ こどもの見落とし等の発生防止

保育所・認定こども園は、こどもをお預かりしてから、保護者へお返しするまで、「保育中、常に全員のこどもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子供たちの観察の空白時間が生じないようにする」ことが求められます。

(Point)

- ・ 朝夕の保護者の出入りが多くなるタイミングで、園児の抜け出し事案が発生するリスクが高くなるため、門扉の戸締りの確認や在園児の人数確認等、こどもの見守りを徹底すること。

※ 令和4年11月には大阪府岸和田市、令和5年9月には岡山県津山市において、保育所を利用する家族の車に置き去りにされたこどもが亡くなる事案が発生しています。こどもの欠席連絡等に関する保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有といった、在園児の登園・降園状況を的確に把握する日々の取組が、施設外でこどもの身に起きる危機を救うこともあります。

監査での確認点

(登降園マニュアルの確認／保護者への登園・降園ルールの協力依頼の状況 など)

参考通知等

- ・ こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について(令和5年9月12日5子育第1296号)
- ・ 保育所等の園外活動等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について(令和4年4月11日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか事務連絡)別添6「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

VII 児童の車両送迎

○ 安全装置の装備の義務化

朝夕の送迎用の自動車を運行する場合は、その自動車に「ブザーその他の車内のこどもの見落としを防止する装置」を装備しなければなりません。（※座席が2列以下の自動車は安全装置に係る義務付けから除外されます。）

これから車両送迎の開始をご検討中の施設においては、必ず以下のポイントを踏まえていただくようお願いします。

(Point)

- ・装備する装置は、国土交通省が令和4年12月20日に策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合したものである必要があります。こども家庭庁HP（「安全装置のリストについて」）にて、ガイドラインに適合する装置のリストが公表されているため、確認の上設置してください。
- ・装備する安全装置は、「こどもの置き去り防止を支援する装置」であることを認識し、朝夕の送迎時にこどもを降車させる際は、装備した安全装置等を活用し、こどもの所在確認を行うことまでが義務となっていることに留意が必要です。

※ 安全装置の装備だけでなく、「児童の所在確認」も義務化されている点に注意。

3. ② 重大事故が発生しやすい場面等

保育施設における安全管理のポイント

VII 児童の車両送迎

○ 安全装置の適切な点検整備

- ・ 安全装置は、あくまでもヒューマンエラーによる置き去りを防止するうえでの補助的な役割を果たすものであることを理解して、最後は人の目による確認が重要です。
- ・ 自動検知式の装置において、センサー不良により警報が作動しないなど装置の故障リスクがあることを理解し、点検整備の頻度・実施方法を適切に把握しておくことも忘れないようにしましょう。

○ 送迎車両へのラッピング等、こどもへの支援

- ・ 外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピング等を使用することは、車内のこどもの存在が外から全く気付いてもらえなくなり、置き去りによる事故発生リスクを高めます。
- ・ 大人が万全の対策をし、こどもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合、外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた安全指導を行うこともこどもの安全確保に関する取組の一つです。

監査での確認点

(送迎マニュアルの確認／こどもへの安全指導や訓練の実施状況／送迎車両の確認 など)

参考通知等

- ・ 福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針【改訂版】(令和5年2月福岡県)

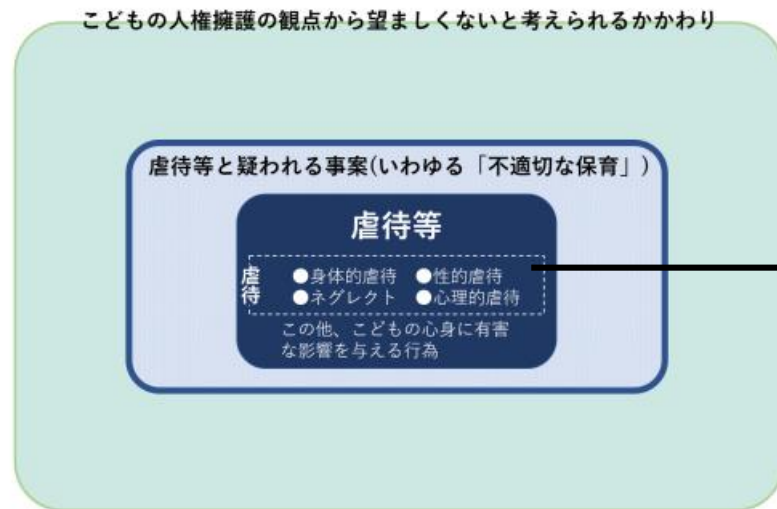
3. ③ 虐待等が疑われる事案（不適切保育）に係る対応

保育施設における安全管理のポイント

施設内での不適切な保育に関する項目の整理(補足)

○ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月こども家庭庁)

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)



(補足)

- こども家庭庁が、「保育所等における虐待」と「虐待等と疑われる事案(＝不適切な保育)」として整理しています。
- 本ガイドラインには、「保育所等における対応」についても記載されているため、施設の職員とも共有をお願いします。

参考通知等

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について(通知)(令和5年6月5日子育て第395号)

保育所等における、職員によるこどもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	・ 下着のままで放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む) ・ 性器を見せる ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる) ・ こどもへの性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど ・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など) ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど ・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・ 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・ その他職務上の義務を著しく怠ること など
心理的虐待	・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ こどもの心を傷つけることを繰り返す言(例えば、日常的に「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど) ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど(例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど) ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※このほか、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。
※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

3. ③ 虐待等が疑われる事案（不適切保育）に係る対応

保育施設における安全管理のポイント

日々の保育の振り返り

○ こどもの権利擁護について

- ・ 保育所で行われる保育は「保育所保育指針」、幼保連携型認定こども園で行われる教育・保育は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿ったものでなければならず、提供する教育・保育は「養護」の理念が基盤となってきます。
- ・ 心身の機能の未熟さを抱える乳幼児期のこどもが、その子らしさを発揮しながら心豊かに育つためには、保育士等が、一人一人のこどもを深く愛し、守り、支えようとする事が重要です。

(Point)

- ・ こどもの人権に配慮した保育となっているかの確認においては、各職員が日々の保育について、振り返りを行うことが重要。
- ・ 振り返りにあたっては、「こどもにとってどうなのか」という視点から考えていくことが大切。

振り返りの結果、こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわりをしていたかもしれないと思った場合も、それをきっかけに、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指していただくことが、より良い保育に繋がります。

「養護:こどもたちの生命を保持し、その情緒の安定を図るための保育士等による細やかな配慮の下での援助や関わりのこと」

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための
セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

保育の振り返りのためのツール
「人権擁護のためのセルフチェックリスト(全国保育士会)」

監査での確認点

(職員に対する研修の実施状況の確認／自己評価の実施状況の確認／相談・連絡体制の確認 など)

4. 保育所等のHPにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載

注意喚起

- ・ 施設のホームページにこどもの画像等を掲載するにあたっては、こどもの権利を守る観点から、十分な配慮が必要です。
- ・ 令和6年度、保育所や幼稚園などのホームページにおいて掲載されていたこどもの性的な部位を含む画像が、第三者により性的な目的で使用される事例がありました。
- ・ 保育所等において、こどもの性的な部位(※1)を含む画像等を、ホームページ等に掲載するなどして不特定・多数の者(※2)が閲覧可能な状態にすることのないよう、適切な対応をお願いします。
(※1)性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部
(※2)その保育所等のこどもの保護者など閲覧できる者が限定される場合を含む。

参考通知等

- ・ 保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について
- ・ (令和6年5月7日こども家庭庁及び文部科学省連名事務連絡)